

## チリの改正企業刑事責任法の施行 – 強力な犯罪防止プログラムの重要性 –

中南米ニュースレター

2024年12月25日号

執筆者：

清水 誠

[ma.shimizu@nishimura.com](mailto:ma.shimizu@nishimura.com)

廣瀬 香

[k.hirose@nishimura.com](mailto:k.hirose@nishimura.com)

梅田 賢

[m.umeda@nishimura.com](mailto:m.umeda@nishimura.com)

Daniel Moris

[d.moris@nishimura.com](mailto:d.moris@nishimura.com)

### I はじめに

2020年1月21日、チリ議会下院の代表者グループは、当時のチリ刑法では経済及び環境犯罪に対処するには不十分であると主張し、これらの犯罪行為を体系化する動議を提出した。新法の支持者によると、通常、比較的高学歴で社会的地位のある者によって犯されるホワイトカラー犯罪との戦いには、脆弱なチリ法の近代化が必要であり、具体的には、拘留を伴う制裁の適用性及び可能性、罰金の額、法人の刑事責任を問う方法等の様々な事項の強化が必要であった<sup>1</sup>。立法に向けた議論の結果、法律第21,595号(以下「経済犯罪法」又は「本法」という。)が制定され、チリの経済犯罪に関する法的枠組みに大幅な変更が導入された。経済犯罪法は、多くの改正の中で、経済犯罪を体系化し、企業責任を拡大し、新たな種類の犯罪、新たな制裁及び新たな刑罰決定規則を追加し、一定の犯罪防止プログラムの要件を規定している。チリ政府によると、本法は、「ホワイトカラー」犯罪に係る特別な制度を創設し、犯罪を犯した者が刑事免責されているという国民感情を減少させることにより、チリ刑法に改善をもたらした<sup>2</sup>。

以下で詳述するとおり、チリ法上、一部の犯罪はそれ自体が「経済犯罪」とみなされる一方、その他の犯罪は通常「一般犯罪」とみなされる。ただし、特定の状況においては後者が経済犯罪とみなされる場合もある。犯罪が「経済犯罪」とみなされるかどうかは、適用される制裁、及びその従業員又は業務に関連するその他の者が犯した犯罪に対する企業の責任の問われ方の両方に影響する。したがって、チリの企業及び外国投資家にとって、経済犯罪に関する法的枠組みがどのように適用されるのか、またチリ当局による犯罪訴追の場合にどのように身を守るべきかを理解することが重要となる。

原則として、経済犯罪法は2023年8月17日の公布後に施行されたが、同法の大部分を占める、法律第20393号(以下「企業刑事責任法」という。)の改正を実施する規定については、直近、2024年9月1日に施

<sup>1</sup> チリ議会図書館、法律第21.595号の歴史(Historia de la Ley N° 21.595)、動議13205-07(<https://www.bcn.cl/historiadelay/nc/historia-de-la-ley/8195/>)(スペイン語)

<sup>2</sup> チリ政府、「経済犯罪及び環境犯罪に対する法律の5つの鍵を学ぶ(Conoce las 5 claves de la ley contra delitos económicos y atentados contra el medioambiente)」、2024年8月21日(<https://www.gob.cl/noticias/claves-ley-delitos-economicos-medioambientales-cuello-corbata-penas/>)(スペイン語)

行されたものであり、経済犯罪法の内容を見直すには良い機会と考えられる<sup>3</sup>。本ニュースレターでは、経済犯罪法のいくつかの主な特徴、特に最近施行された企業刑事責任法の改正について簡潔に解説し、ますます厳格化するチリの法的環境の中で企業が事業を守るために強力な犯罪防止プログラムに投資することの重要性を強調したい。

## II 経済犯罪法の主な内容

### 1. 新たな類型の経済犯罪

経済犯罪法は、これまで他の様々な法律によってのみ規制されていた犯罪を、当該犯罪が「経済犯罪」とみなされる方法に基づき、4つの類型に列挙し、体系化している。犯罪がどの特定の類型に属するかは、経済犯罪に関する法的枠組みの適用可能性に影響を与えないことは注目に値する。経済犯罪法によって創設された特別な枠組みは、全ての類型に平等に適用されるが、「経済犯罪」とみなされるための要件が異なる。4つの類型の概要は次のとおりである。

類型	説明	例
第1類型	犯行状況に関係なく、常に経済犯罪とみなされる犯罪	証券市場に対する犯罪、特定の銀行犯罪、カルテル及びチリの競争当局による調査中の事案に関する情報の秘匿
第2類型	企業内での職務、職能若しくは地位の行使において、又は企業の経済的利益若しくはその他の利益を得る目的で、行われた場合に、経済犯罪とみなされる犯罪 <sup>4</sup>	特定の税金犯罪及び環境犯罪(下記 II.2.を参照されたい。)
第3類型	公務員が犯した場合に経済犯罪とみなされる犯罪。ただし、企業内の職務、職能若しくは地位を行使する者が介入した場合又は犯罪が企業の経済的利益若しくはその他の利益を得る目的で行われた場合に限られる。	公的資金の横領、贈収賄
第4類型	マネーロンダリング又は強盗、窃盗若しくはその他の違法な方法で入手した物品の所持、受領若しくは商品化は、関連する物品が他のいずれかの類型に基づき経済犯罪とみなされる行為から生じたものである場合、経済犯罪	

<sup>3</sup> II.4.(2)でさらに説明するとおり、経済犯罪法施行後、刑事責任を問われる可能性のある法人の範囲は企業以外の事業体にも拡大された。ただし、便宜上、本ニュースレターでは「企業」刑事責任という用語を使用する。同様に、本ニュースレターでは企業刑事責任の主な対象として「企業」について言及しているが、厳密には、他の法人も刑事責任を問われる可能性がある。

<sup>4</sup> この類型の要件は、犯罪を犯した者の地位「又は」企業が得ようとした若しくは得た利益に関連していることに留意されたい。これは、企業に利益がない場合であっても、これらの犯罪が経済犯罪であるとみなされる可能性があることを示している。企業刑事責任法は、本ニュースレターで説明する4つの類型のいずれかに該当すれば、犯罪について企業が責任を負うことを認めているため、この点は企業の刑事責任に重大な影響を及ぼす。下記 II.4.で詳説する。

とみなされる。

## 2. 新たな環境犯罪

経済犯罪法は、261 の経済犯罪の一覧の一部として、環境犯罪に特化した刑法の全く新しいセクションを含む、一連の新たな犯罪を規定している<sup>5 6</sup>。これらの犯罪には、義務付けられている環境影響評価を完了せずに特定の行為を行うこと、排出基準に違反して特定の物質を放出すること、水資源の不法採取等が含まれ、上記の第 2 類型の経済犯罪に該当する可能性がある。

## 3. 新たな制裁体制

経済犯罪法は、以前の体制では経済犯罪に対処するには不十分であると考えられていたことを受け、経済犯罪に関連する制裁を決定及び適用するための新たな制度も確立している<sup>7</sup>。関連する改正には、次のようなものがある。

### (1) 特別酌量すべき事情及び量刑を加重する事情

特に経済犯罪に対処するために、一連の酌量すべき事情及び量刑を加重する事情が再構築され、組み込まれている。これらには、「酌量すべき」、「特に酌量すべき」、「量刑を加重すべき」及び「量刑を特に加重すべき」状況が含まれ、どれだけの状況が一致するかに応じて、科せられる罰則の等級に影響を与える。「量刑を特に加重すべき状況」の例としては、有罪判決を受けた違反者が企業の組織階層内における高い地位を積極的に行使した場合や、有罪判決を受けた者がその部下に圧力をかけ、犯罪に加担させるような場合が挙げられる。

### (2) 拘留措置が講じられる可能性の高まり

多くの経済犯罪は拘禁刑による処罰対象となるが、経済犯罪法は、その場合における、拘禁刑に代わる非拘留措置の可能性を制限している<sup>8</sup>。現在、経済犯罪に責任を負う者が、実際の拘禁又は自宅軟禁のような代替措置のいずれかによる拘留刑を宣告される可能性が高まっている。

<sup>5</sup> Diario Constitucional、「新しい経済犯罪法について(Sobre la nueva Ley de Delitos Económicos)」、2024 年 11 月 25 日(<https://www.diarioconstitucional.cl/reportajes/sobre-la-nueva-ley-de-delitos-economicos/>)(スペイン語)

<sup>6</sup> チリの法制度は経済犯罪法が施行される前から環境侵害を規定していたが、新たな本法は環境保護に関する一連の行為を成文化し、違反を刑事罰の対象とした。

<sup>7</sup> チリ政府、「経済犯罪及び環境犯罪に対する法律の 5 つの鍵を学ぶ(Conoce las 5 claves de la ley contra delitos económicos y atentados contra el medioambiente)」、2024 年 8 月 21 日(<https://www.gob.cl/noticias/claves-ley-delitos-economicos-medioambientales-cuello-corbata-penas/>)(スペイン語)

<sup>8</sup> 特定の状況において、チリの刑事裁判所は、犯罪者を監視するが完全な禁錮ではない、より制限の少ない特定の措置を、拘禁に代用又は置き換えることができる。経済犯罪法は、(i)経済犯罪に関わる事件において裁判所が採ることができる代替措置の範囲及び(ii)代替措置を適用できる状況を制限している。

### (3) 追加制裁

経済犯罪法では、拘禁刑に加えて、全ての経済犯罪が罰金及び資格停止刑に処されると規定されている。この法律は、科せられる拘留刑及び有責者の収入に基づいて決定される、新たな日数罰金制度を導入した。資格停止刑とは、(i)公的な地位に就くことができないこと、(ii)特定の株式会社や国営企業において管理職の地位を行使することができないこと、及び(iii)国家と契約を締結することができないことをいう。

さらに、全ての経済犯罪は、犯罪を通じて得た利益の没収によって処罰されなければならない。加えて、経済犯罪法は、特定の状況において、犯罪者に有罪判決が下される前であっても利益の没収を認めている。

実際に科される可能性のある全ての制裁、すなわち拘禁(又は代替措置)、罰金、資格停止刑及び没収は、併科される。

## 4. 企業の刑事責任の拡大

経済犯罪法の大部分は、2024年9月1日に施行した企業刑事責任法を改正する規定に充てられている。かかる新たなルールは、企業の刑事責任に関する枠組みにおけるパラダイムシフトを提案し、企業が刑事責任を問われる状況の範囲を大幅に拡大している。最も重要な改正として次のようなものがある。

### (1) 基本犯罪の追加

経済犯罪法は、企業が刑事責任を問われ得る犯罪の一覧を拡大した。これには、犯罪が最終的に「経済犯罪」とみなされるかどうかにかかわらず、上記 II.1. で述べた 4 つの類型に該当する全ての犯罪が含まれるが、それらに限定されない。

### (2) 責任を負う事業体の増加

近時の改正法が施行されて以降、企業刑事責任法は民間事業体のみならず、(i)法律により設立された公開会社、(ii)国営企業、(iii)国営会社<sup>9</sup>、(iv)国立大学、(v)政党及び(vi)宗教法人にも適用されるようになった。(i)から(vi)は無論チリの事業体を指しているが、民間事業体には、チリで設立された事業体及び他の国の事業体の両方が含まれ得る。

チリ刑法に適用される領域性に関する一般規則によれば、チリで行われた犯罪はチリの裁判所の管轄下にある。したがって、外国企業及びその他の民間法人は、企業刑事責任の他の要素が満たされる限り、自己又は自己の従業員がチリで行った行為に対して刑事責任を問われる可能性がある<sup>10</sup>。ただし、外国事業体に対す

<sup>9</sup> 「国営企業」と「国営会社」はいずれも国が起業できる会社の形態であるが、設立方法や特定の規制当局の監督を受けるか否かといった点で差異がある。

<sup>10</sup> チリ裁判所組織法第 6 条の領域性の原則には、例えば、公海にいるチリの船舶又は他国の領土にあるチリの軍艦内で犯罪が行われた場合等、限定的な例外がいくつかある。これらの例外のほとんどは、チリ人若しくは公務員として働く外国人が犯した犯罪、又は企業が刑事責任を問われる可能性のある犯罪には含まれない犯罪に言及している。

る有罪宣告判決を執行するには追加の手続が必要となる場合がある。

### (3) 刑事責任の帰属の変更

経済犯罪法による改正後、企業及びその他の関連法人は、「法人による十分な犯罪防止プログラムの効果的な実施の欠如によって犯罪の実行が助長又は促進された場合に限り、代表権の有無にかかわらず、組織内で職務、職能若しくは地位のある者又は第三者の前で当該事業体の事務を管理するサービスを提供する者によって行われた、若しくはそれらの者の介入によってその活動内で行われた」犯罪に対して責任を負う可能性がある。

上記の文言から、関連する 2 つの重要な結論が導き出される。第一に、企業が刑事責任を問われるために犯罪から利益を得ている必要はない(ただし、犯罪が、排他的に、企業に対して行われた場合、当該企業は責任を負わない。)。第二に、効果的な犯罪防止プログラムの欠如によって犯罪が助長又は促進されていなければならないため、かかるプログラムこそ、今日、企業が刑事責任から免れる唯一の手段である(下記 II.5.を参照されたい。)

### (4) 新たな制裁：日数罰金及びスーパーバイザー(Supervisor)の任命

さらに、経済犯罪法は、企業及びその他の関連法人に対して利用可能な制裁の一覧を改正しており、現在では、(i)法人格の停止、(ii)国家と契約を締結することができないこと、(iii)財政的利益の喪失及びその受領の禁止、(iv)スーパーバイザーの任命、(v)日数罰金、(vi)利益の没収、並びに(vii)判決の抜粋の公開が含まれている。犯罪の軽重に応じて、異なる制裁が科されることとなる。

本法で新たに取り入れられた改正点として、日数罰金制度の導入及びスーパーバイザーの任命が挙げられる。経済犯罪法が制定される以前から、制裁として一定範囲内の罰金が科せられる可能性はあったが、企業刑事責任法は現在、前述と同様の日数罰金制度を設け、企業刑事責任をその他の適切な刑罰に加えて罰金で処罰することを義務付けている。

企業若しくは法人が犯罪防止プログラムを導入していない、又はその犯罪防止プログラムが不十分な場合(II.5.を参照されたい。)には、予防措置又は制裁としてスーパーバイザーの任命が義務付けられることがある。スーパーバイザーは 6 か月から 2 年の任期で任命され、当該企業等が適切なレベルで犯罪防止プログラムを実装又は改善することを保証する責任を負う<sup>11</sup>。

## 5. 犯罪防止プログラムの新たな要件

犯罪防止プログラムの存在は、直近の改正以前から企業刑事責任法において考慮されていたが、経済犯罪法は、これらのプログラムを企業刑事責任の基礎とする追加要件を導入した。前述のとおり、現行法では、企業が犯罪の責任を負うことについてその従業員又は関係者が犯した基本犯罪から利益を得ることは必ずしも

---

<sup>11</sup> スーパーバイザー制度の実施に関する規則は、2024 年 9 月 26 日に公布された法務人権省の 2024 年 7 月 1 日付政令第 97 号により最近制定された。

要件とされていないため、企業が特定の種類の刑事責任を回避するには、犯罪防止プログラムが唯一の手段となる。

現在の規定においては、責任を免れるために犯罪防止プログラムを使用するには、当該組織の目的、事業、規模、複雑さ、リソース及び活動と整合する方法で、次の要素を真摯かつ合理的に考慮しなければならない定められている。

- ・ 潜在的なリスクを引き起こす活動及びプロセスの特定。
- ・ 犯罪行為を防止し特定するための手順及び手続の確立。特に、プログラムには、安全な内部告発手段と、上記手順及び手続に対する侵害が発生した場合の内部制裁が含まれていなければならない。手順及び手続は全ての従業員に効果的に周知され、会社の労働協約に明示的に組み込まれていなければならない。
- ・ 関連する手順の適用に責任を負う者の任命。かかる者は、適切な独立性及び権限を有していなければならない。
- ・ 第三者のフィードバックに基づく改善メカニズムを含む、独立した第三者による定期的な評価。企業が刑事責任を免れるためには、独立した評価を定期的に行うなければならない。

### III 重要なポイント：強力な犯罪防止プログラムの重要性

以上のとおり、経済犯罪法はチリの経済犯罪体制に一連の重大な変更を加え、経済犯罪とみなされ得る行為の数を増やし、この種の犯罪に対する処罰を強化する形で、責任帰属に関するルールを改正した。さらに、経済犯罪法は、企業及びその他の法人が刑事責任を問われる状況の範囲を拡大することにより、企業刑事責任法に重大な変更を加えた。

繰り返しとなるが、企業刑事責任法の 2 つの重要な改正点は、関連する行為から経済的利益を得ていない場合でも企業が刑事責任を負う可能性があることと、十分な犯罪防止プログラムの効果的な実施が企業を刑事制裁から守る唯一の方法であるということである。したがって、チリで活動する企業においては、現行法に基づいて既存の犯罪防止プログラムの妥当性を評価し、まだ実施していない場合には効果的なプログラムを設計して実施することが不可欠である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)